

記入例（様式第1号）

（様式第1号）

法人：本店（法人税の納税地）の所在地
個人事業者：主たる事業所の所在地

一価格等高騰対策支援金給付申請書 【令和7年4月～令和8年3月対象分】

令和 年 月 日

（あて先）千葉市長

事業所の所在地 〔法人：本店（法人税の納税地） 個人：主たる事業所〕	（〒 ）
名称（法人：法人名/個人：屋号）	
代表者職 氏名	
ドレス	

申請日を記入してください。

個人の場合は代表者職の記載は不要です。

※個人事業者で屋号がない場合は「名称」は記載不要

標記の支援金を受けたいので、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付要綱第4条第1項の規定に基づき申請します。

1 申請者の概要

（1）申請者種別 ※いずれかにチェックの上、必要事項を記入してください。

☐ 法人	
☐ 個人事業者	・ 生年月日 S・H 年 月 日 ・ 住 所 （〒 ）

・ ☐ 個人：本人確認書類に記載の生年月日と

個人事業者の場合は、本人確認書類の写しと同じ住所を記入してください。

（2）事業内容について

資本金又は従業員数が括弧内の範囲となる法人又は個人が対象です。（中小企業基本法第2条第1項）

- 法人の場合は資本金及び従業員の数の両方をご記入ください。
- 中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、組合等）で、資本金が存在しない場合は従業員数のみ記入で問題ございません。

該当する業種にチェックの上、従業員数を記入してください。（資本金がない場合は記入不要）

申請者の業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
☐ 小売業 ☐ 飲食業	円 (5,000万円以下)	人 (50人以下)
☐ 卸売業	円 (1億円以下)	人 (100人以下)
サービス業 ☐ 生活関連サービス業、 ☐ 娯楽業、 ☐ 教育、学習支援、 ☐ 医療福祉、 ☐ ソフトウェア業、情報処理サービス業 ☐ その他サービス業（ ）	円 (5,000万円以下)	人 (100人以下)
その他 ☐ 建設業、 ☐ 製造業、 ☐ 運輸業、 ☐ 鉱業、 ☐ 不動産業、 ☐ 旅行業、 ☐ 旅館業、 ☐ 農林漁業、 ☐ その他（ ）	円 (3億円以下)	人 (300人以下)

※「常時使用する従業員」とは、「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）になります。個人事業主、法人の代表者・役員は含まれません。正規社員だけでなくパート、アルバイト、契約社員、非正規社員等についても、予め解雇の予告が必要な場合はカウントしてください。（パート、アルバイト、契約社員、非正規社員等でも2か月を超えて雇用される方は該当するので、カウントしてください。）（次頁へ続く）

記入例（様式第1号）

2 支援金振込先口座

振込先	口座名義人（カナ）															
	ゆうちょ銀行	通帳記号					通帳番号									
	その他金融機関	金融機関名	支店名				種別									
				普通当座												

通帳見開きページに記載の名義人を記入してください。

※申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。
※通帳の表及び見開きのコピーを添付してください。
※繰り越し済み通帳ではなく、

A表・B表のいずれかのみ
ご記入ください。
(B表は次ページ参照)

3 対象となる費用の内訳

A又はBのいずれか一つを選択し、対象となる費用内訳書を記入してください

☐ A	☐ B
令和7年4月から令和8年3月までの 任意の1か月の 光熱費（電気・ガス（LPガス含む））と 燃料費（ガソリン・軽油・灯油・重油）の 合計が3万円以上ある。 →A表を記入してください。	令和7年4月から令和8年3月までの 任意の1か月の 光熱費（電気・ガス（LPガス含む））と 燃料費（ガソリン・軽油・灯油・重油）の 合計が3万円未満で、令和7年4月から 令和8年3月までの任意の連続した3か月に 対象となる費用の月平均が50万円以上 ある。 →B表を記入してください。

A表

（1つの品目で1か月の合計額が3万円を超えた場合は、そ

計算間違い・記入漏れがないよう
に記入してください。

対象月	品目		合計額
	光熱費 (電気・ガス(LPガス含む)の合計額)	燃料費 (ガソリン・軽油・灯油・重油の合計額)	
___月	円	円	円

※記載した対象品目の経費を証する資料として、領収書、結品書などを提出してください。

(対象品目) 電気、ガス（LPガス含む）、ガソリン、軽油、灯油、重油

ガソリンレシート等は、コピーを全体が見えるようにA4用紙に貼ってください

(複数貼

※燃料費に

に利用者

※自宅兼事

している

事業用と

ヨンの一室が

がなどの場

※光熱費と燃料費について、1か月の合計額（A表の合計額欄）が3万円以上の場合のみ

申請可です。

・記入した金額が分かる領収書等をご提出してください

・領収書等はA4サイズにコピーしてご提出ください。
(原本は不要です)

ガソリン代のレシート等はA4用紙に張り付けてコピーしてください。
(複数貼り付け可)

(次頁へ続く)

記入例（様式第1号） ※任意の1か月の光熱費と燃料費の合計が3万円以上の場合

A表を記入した場合、
B表は記入不要です。

B表・・・**A表**を記入した場合は記入不要

（1つの品目で合計額の月平均が50万円を超えた場合は、その他の品目の記載は不要です。）

対象月	品目			合計額
	原材料・仕入物品等 （原料、材料、仕入物品、 消耗品、荷造運賃の 合計額）	光熱費 （電気・ガス（LP ガス含む）の 合計額）	燃料費 （ガソリン・軽油・ 灯油・重油の 合計額）	
___月	円	円	円	円
___月	円	円	円	円
___月	円	円	円	円
選択した月の合計額（a）				円
合計額の月平均（ $a \div 3$ ）				円

※記載した対象品目の経費を証する資料を
（対象品目）

原料、材料、仕入物品、消耗品、
軽油、灯油、重油

※ガソリンレシート等は、コピーを
（複数貼り付け可）

連続した3か月の月平均が50
万円以上になっているか確
認ください
（小数点以下切り捨て）

ください。

ガソリン、

ください。

・記入した金額が分かる領収書等をご提出してください

・領収書等はA4サイズにコピーしてご提出ください。
（原本は不要です）

**ガソリン代のレシート等はA4用紙に張り付けてコピーしてください。
（複数貼り付け可）**

※対象品目の経費の合計額の月平均（**B表**の合計額の月平均（ $a \div 3$ ）欄）が50万円以上
の場合のみ申請可です。

※連続した3か月を記入してください。

名称（法人：法人名/個人：屋号）	
代表者職・氏名	

（次頁へ続く）

記入例（様式第2号）

(様式第2号)

誓約書・同意書

以下の内容を確認し、該当箇所にチェックしてください。

はい	誓約・同意事項
☐	1 申請内容に虚偽はありません。
☐	2 支援金第4弾（令和7年4月～令和8年3月対象分）の受給後も、引き続き千葉市内で事業継続の意思があります。
☐	3 対象となる費用の内訳書の記載額は、社内管理資料と相違ありません。
☐	4 対象となる費用の内訳書の裏付けとなる社内管理資料を7年間保存し、市が提出を求めた際には対応します。
☐	5 支援金第4弾（令和7年4月～令和8年3月対象分）を今まで一度も受けたことがありません。
☐	6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務
☐	7 公共法人、宗教活動又は政治
☐	8 暴力団又は暴力団員ではあり
☐	9 公序良俗に反する事業内容で
☐	10 給付要件に該当しない事実が応じます。
☐	11 支援金第4弾（令和7年4月～令和8年3月対象分）の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
☐	12 本市が必要とした場合は、給付申請にかかわる個人情報について、庁内関係課及び千葉県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて同意します。
☐	13 【個人事業者のみ】 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ではありません。

【よくある間違い】
この質問は支援金第4弾（令和8年5月8日より受付開始）の給付有無を確認するものです。
過去の第1弾～第3弾の受給有無の確認ではございませんので、チェックして問題ございません。
※第4弾で10万円を既に受給した事業者様には申請不要で1万円を追加で給付いたします。

法人はチェック不要

上記事項に誓約・同意いたします。
誓約した内容と事実が相違する場合は、本支援金が受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

法人：本店（法人税の納税地）の所在地
個人事業者：主たる事業所の所在地
市町村名を省略せずご入力ください。

令和 年 月 日（記入必須）

（申請者） 事業所の所在地
（法人：本店（法人税の納税地）
個人：主たる事業所

日付は必ず記入してください

名称（法人：法人名/個人：屋号）

氏名は必ず自署してください。
※個人の場合は代表者職不要

代表者職・氏名（自署必須）

<【希望者のみ】チェックしてください（支援金の審査には影響ありません）>

国が設置した公的機関「千葉県事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継、役員・従業員承継、第三者承継（M&A）など、事業承継全般に関する無料相談（補助金のご案内もできます）を行っています。
同センターへ、後継者問題や事業の引継ぎ等について相談希望はありますか？
相談希望がある場合は、チェックしてください。

ご希望の方はチェックしてください